

一般名処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況になっております。薬局において円滑にお薬が受け取れるように、当院では一部のお薬に対して一般名処方を行っております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。これにより、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

また、ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

※ご不明な点がございましたら受付までお声かけ下さい。



医療法人 順正会

横浜鶴ヶ峰病院